〇豊島区介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

国相当基準訪問介護サービス(令和4年4月1日以降用)

サービ	スコード	サービス内容略称		算定項目 	合成	算定
種類	項目) CVF3-E-MITT			単位数	単位
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	二 訪問型サービス費 (独自)(IV) 要支援1・2(週1回程度)		268	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)(V) 要支援1・2(週2回程度)		272	1回に
A2	2621	訪問型独自サービスVI	へ 訪問型サービス費 (独自)(VI) 要支援2(週2回を超える程度)		287	つき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自)(短時間サービス) 要支援1・2(20分未満)		167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月に つき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1回に つき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1000 加算		1月に
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		つき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		